

国民健康保険税の減免額の計算方法及び計算例（新型コロナ関係）

◆減免額の計算方法

◎ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べて10分の3以上減少する見込みである場合

$$\text{収入減少率}(\%) = 100 - \frac{\text{主たる生計維持者の本年中の収入見込み額}}{\text{主たる生計維持者の前年中の収入額}} \times 100$$

対象となる収入の種類は
事業収入、給与収入、山
林収入、不動産収入のみ

◎ 減免額の算定方法

$$\text{減免対象保険税額} \times \text{減免割合 (D)} = \text{減免額 (E)}$$

主たる生計維持者の前年の合計所得	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1000万円以下
減免割合 (D)	10分の10	10分の8	10分の6	10分の4	10分の2

※ 失業廃業に該当する場合、減免割合は10分の10

$$\text{世帯の保険税額 (A)} \times \frac{\text{減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る前年中の所得額 (B)}}{\text{主たる生計維持者及び被保険者の前年中の合計所得金額 (C)}} = \text{減免額 (E)}$$

◆減免額の計算例 ※いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による収入減とします。

例① 40歳代夫婦2人世帯

前年中の収入 夫：営業収入800万円（所得310万円）、妻：給与収入150万円（所得95万円）
国民健康保険税 631,100円の場合

前年中の収入及び所得

主たる生計維持者(夫)	
営業収入	800万円
営業所得(B)	310万円

妻	
給与収入	150万円
給与所得	95万円

世帯の合計所得金額	
所得 (C)	405万円

対象税額	
(A)	63万1100円

本年中の収入見込み額

主たる生計維持者	
営業収入	200万円

$$\text{収入減少率} = 100\% - \frac{\text{前年中の収入額 (200万円)}}{\text{本年中の収入額 (800万円)}} = 75\%$$

※減免要件「主たる生計維持者の事業収入等が前年中と比較して30%以上の減少が見込まれる」に該当

$$\text{減免対象保険税額 (A) } 63\text{万}1100\text{円} \times \frac{\text{減免割合 (B) } 310\text{万円} \div \text{所得 (C) } 405\text{万円}}{\text{400万円以下}} = \text{減免額 } 386,400$$

※減免割合＝主たる生計維持者の前年中の所得の合計に応じて決まります。所得額300万円から400万円の場合は、80%となります。

例② 63歳1人世帯

前年中の収入 給与収入 160 万円（所得 105 万円）、年金収入 130 万円（所得 60 万円）
 国民健康保険税 今年度分 279,600 円の場合

前年中の収入及び所得

主たる生計維持者(本人)	
給与収入	160万円
給与所得(B)	105万円

主たる生計維持者(本人)	
年金収入	130万円
年金所得	70万円

世帯の合計所得金額	
所得 (C)	165万円

※所得調整控除10万円

申請する対象税額	
(A)	27万9600円



本年中の収入見込み額

主たる生計維持者	
給与収入	100万円

$$\text{収入減少率} = 100\% - \frac{\text{本年中の収入額 (100万円)}}{\text{前年中の収入額 (160万円)}} = 37.5\%$$

※減免要件「主たる生計維持者の事業収入等が前年中と比較して30%以上の減少が見込まれる」に該当

<減免対象保険税額>	
(A) 27万9600円 × (B) 105万円 ÷ (C) 165万円	

$$\times \begin{matrix} \text{<減免割合>} \\ \frac{300\text{万円}}{\text{以下}} \\ \frac{10}{10} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{減免額} \\ 177,900 \end{matrix}$$

※減免割合＝主たる生計維持者の前年中の所得の合計に応じて決まります。所得額300万円以下の場合は、100%となります。